

<JAF 公認 準国内競技>

組織許可番号 2024年1705号

2024年JAF 関東ダートトライアル選手権第3戦

JMRC 関東ダートトライアルシリーズ

はと車ダートトライアル2024

特別規則書

開催日： 2024年6月2日（日）

主催： ラリーチームはと車

協力： JMRC 関東長野支部

協賛： モーターランド野沢

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則とその付則、2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い準国内競技及びクローズド格式として開催される。

第1条 競技会の名称

2024年JAF 関東ダートトライアル選手権第3戦
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ
はと車ダートトライアル2024

第2条 競技種目及び格式

ダートトライアル
JAF 公認：準国内競技（クローズド競技併設）

第3条 開催日程

2024年6月2日(日) 1日間

第4条 競技会開催場所

モーターランド野沢
長野県下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻 735 番地

第5条 オーガナイザー

ラリーチームはと車（RT-はと車）
長野県下高井郡野沢温泉村前坂8101 代表 武田 洋一

第6条 組織委員

組織委員長 宮崎 克巳
組織委員 宮崎 秀樹
組織委員 山岸 裕也

第7条 競技会審査委員会

審査委員長 塩原 哲生 (ROAD-KNIGHT)
審査委員 米持 正徳

第8条 競技委員

競技長 宮崎 秀樹
コース委員長 宮崎 秀樹
計時委員長 宮崎 克巳
技術委員長 齊藤 康之
救急委員長 石澤 裕子
事務局長 宮崎 秀樹

第9条 参加車両及びクラス区分

2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。クラス区分は2024年JAF 関東ダートトライアル選手権クラス区分に従う。（クラス区分は下記の表の通り）

【JAF公認部門】

■N1500&PN1 クラス

気筒容積 1500cc 以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制平成12年規制以降の適合車両、および気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のPN車両とし、AE車両を含む。

■N1&PN2 クラス

2輪駆動のN車両および気筒容積 1600cc 以下の4輪駆動のN車両および気筒容積 1600cc を超える2輪駆動で前輪駆動のPN車両とする。

■PN3 クラス

気筒容積 1600cc を超える2輪駆動で後輪駆動のPN車両とする。

■N2 クラス

気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両とする。

■S1 クラス

2 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両、SC 車両とする。

■S2 クラス

4 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両、SC 車両とする。

■D クラス

排気量および駆動方式による区分なしの D 車両とする。

【クローズド部門】 チャレンジクラス

CHA1：2 輪駆動で排気量区分なしの全ての車両とする。

CHA2：4 輪駆動で排気量区分なしの全ての車両とする

※過給機付き車両の排気量は、全クラスともに 1.7 倍換算とする。

※SC 車両、D 車両について、エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについて自由であるが、触媒装置を装着しなければならない。

第 10 条 参加者及び競技運転者（ドライバー）

- (1)参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- (2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な JAF 発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。（但し、クローズド部門は必要ありません。）

第 11 条 参加制限

- (1) 同一選手は、1 クラスのみの参加が許される。
- (2) 同一車両での重複参加（Wエントリー）は 2 名までとする。
- (3) 参加台数は 150 台を超えない事とする。
- (4) 前年度の全日本シードドライバーで、各部門各クラスの上位 1 名に認定された者の参加はできない。
- (5)チャレンジクラスは過去に全日本選手権及び地方選手権に参加した実績のない者であること。

第 12 条 参加申込及び参加料

(1)参加申し込み

参加申込は下記のいずれかの方法で申し込むこと。

①専用フォームによる参加申込

ラリーチームはと車のホームページにある専用フォームから申し込む。

②メールによる参加申込

ラリーチームはと車のホームページから所定の申込ファイル（Excel）をダウンロードし必要事項を入力後、PDF 等に変換せず下記へ送付する。

申込送付先：rt-hato@janis.or.jp

※上記については、参加料を下記口座へ振り込むこと。

振込人と参加者が異なる場合や複数名を一緒に振り込む場合は、必ず振込がどの参加者に該当するか連絡してください。

振込先 ながの農業協同組合 野沢温泉支所 （普通）6163629

ラリーチームはと車 宮崎秀樹

③郵送による参加申込

参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて現金書留で送付する。

送付先 〒389-2699 桑名川郵便局留 ラリーチームはと車 大会事務局

Tel 080-5142-6623

※誓約書

ラリーチームはと車のホームページから所定用紙をダウンロードし署名して、競技会当日受付に提出してください。

(2)参加申込受付期間

2024 年 5 月 6 日(月)～5 月 24 日(金)

(3)参加料

【JAF 公認部門】 18,000 円

【クローズド部門】 8,000 円

- (4)定数に達した場合は事前に締め切ることがある。
- (5)参加申込締め切り後の参加料は返却しない。それ以前の場合、手数料 2,000 円を差し引き返却する。
- (6)参加受理 受理書の送付は行わず、ホームページでのエントリーリストで発表する。(5月29日)
- (7)保険: スポーツ安全保険加入を強く推奨する。

第 13 条 タイムスケジュール

| | |
|--------------|----------------------|
| ゲートオープン | 6:00a.m. |
| 参加確認受付 | 6:10a.m.~7:00a.m. |
| 出走前車検 | 6:20a.m.~7:20a.m. |
| ウォーミングアップ 走行 | 6:30a.m.~7:40a.m. |
| ドライバ ブリーフィング | 7:50a.m.~8:00a.m. |
| 慣熟歩行 | 8:00a.m.~8:50a.m. |
| 第 1 ヒート開始 | 9:00a.m.~ |
| 慣熟歩行 | 第 1 ヒート終了後約 40 分間 |
| 第 2 ヒート開始 | 慣熟歩行終了約 10 分後 |
| 表彰式 | 第 2 ヒート終了 30 分後 (予定) |

※タイムスケジュールは天候により時間、内容の変更をする場合がある。

第 14 条 車両検査

2024 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 10 条に従う。

第 15 条 車両変更

2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 25 条に従う。

第 16 条 ドライバーズブリーフィング

2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 26 条に従う。

第 17 条 車番 (ゼッケン)

- (1) 参加車両は、競技開催中はオーガナイザーの指定車番を競技車両の両側面に貼付しなければならない。
- (2) 車番は第 17 条(3)を除きスタート順を示すものとする。
- (3) 競技中に許可なくゼッケンを外す事は認められない。
- (4) 雨天時などの場合、スタート時に車番が読み取れるように対策を施す事。

第 18 条 スタート

- (1) スタート方法は、ランニングスタートとする。
- (2) スタート順はクラスごとゼッケン順とする。これに従わない場合、当該ヒートの出走権利を失うものとする。
- (3) スタート係員の指示がある場合、ゼッケン及びクラスに関係なくスタートさせる場合がある。(再スタート等)

第 19 条 コース

- (1) 全クラス同一のコース設定で行うが、悪コンディションの場合はこの限りでは無い。
- (2) 競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
- (3) 天候により競技会途中で散水する場合がある。この場合は降雨として扱う。

第 20 条 計時

- (1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する。
- (2) 計測は 1/1000 秒までとする。
- (3) 計時は自動計測器と手動計測器 (2 個以上) を使用し、自動計測器の計測結果を成績とする。手動計測器は、万が一に自動計測器の故障等が発生した場合に限りその計測結果を成績とするが、その場合は、その平均タイムを成績とする。

第 21 条 信号表示

2024 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 20 条に従う。

第 22 条 順位決定

2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 30 条に従う。
2 ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終順位 (競技結果) とする。

第 23 条 失格

- (1) 参加者及び競技者は、競技中に飲酒をした場合いかなる事情があっても失格とする。（酒酔い状態、程度は問わない。）
- (2) 大会役員及び競技役員の重要な指示に従わなかった場合及び車検拒否等、競技進行を妨げた場合は失格とする。

第 24 条 ペナルティ

- (1) コース上の指定パイロンに対し、接触、移動、転倒が判定された場合 1 個につき 5 秒を走行タイムに加算する。
- (2) ミスコースと判断された場合、当該ヒートを無効とする。
- (3) スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失う。
- (4) スタート合図後、10 秒経過してもスタートコントロールラインを通過しない場合は当該ヒートを無効とする。
- (5) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- (6) 走行中に他の援助を得た場合、当該ヒートを無効とする。

第 25 条 一般安全規定

- (1) 全ての車両は当該車両に適用される国内競技車両に基づく 6 点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- (2) 全ての車両は前後にけん引装置を備えること。
- (3) 全ての車両は適用車両規則に応じた 4 点式以上の安全ベルトを装着すること。
- (4) 競技走行中は運転席側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。その場合ネットは以下の仕様でなければならない。窓の開閉部をステアリングホイールの中心部まで塞がねばならない。
 - ・材質：耐摩耗性のあるもの
 - ・帯の最小幅：19mm
 - ・網目の最小サイズ：25×25mm
 - ・網目の最大サイズ：60×60mm
 - ・装着要領：脱着可能であること ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。
- (5) 競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従はなければならない。
- (6) パドック内での移動は再徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- (7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- (8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量 20リットル以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- (9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量 3Kg 以上)を準備すること。

第 26 条 抗議

2024 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 26 条に従う。

第 27 条 抗議の制限時間

2024 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 27 条に従う。

第 28 条 損害の賠償

- (1) ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車輛等参加者および競技運転者は、参加車輛及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- (2) 参加者および競技運転者、並びにヘルパー、ゲストは JAF およびオーガナイザーの各役員が、一切の損害補償に対する責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても参加者および競技運転者、並びにヘルパーの損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第 29 条 競技会の延期、中止、短縮

2024 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 30 条 遵守事項

2023 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 31 条に従う。

第31条 賞典

各クラスの1位から6位の者を表彰対象者とする。

1位～3位 JAFメダル、主催者賞、副賞

4位～6位 主催者賞、副賞

ただし、表彰対象者数は各クラス参加台数の2分の1を超えないものとする。

第32条 車両の搬入

(1) 積載車はAパドックに搬入することができない。(積載車駐車場はCパドックとする)

(2) Aパドックは競技車両のみとする。(大会運営上必要車両については除く)

第33条 受付、車検の遅刻

受付、車検の制限時間に遅刻した場合は、原則として出走できない。止むを得ず遅刻した事が認められた場合、再開手数料3,000円を支払わなくてはならない。大会運営上に支障をきたす時間であれば出走はできない。

第34条 本規則の解釈及び違反

(1) 本特別規則及び競技にする諸規則の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定を最終とする。

(2) 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第35条 本規則の施行及び記載されていない事項

(1) 本特別規則は、本競技に適用されるが、参加申込の受付け開始と同時に有効になる。

(2) 本特別規則書に記載されていない事項に関してはJAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

(3) 本特別規則書の発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。また本特別規則書の発行後に生じた重要事項に関しては、公式通知を発行し補足するものとする。

第36条 権限の委譲

競技大会においては、一部の競技役員は競技長及び技術、コース、計時の各委員長の役務と権限の委譲を受けることができる。